## 「親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC 規制に係る告示(案)等」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡例

本「『親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC 規制に係る告示(案)等』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引 業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務 の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置(令和二年金融庁告示第 号)	外証 TLAC 告示
金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める 件(平成十九年金融庁告示第五十九号)	金融商品取引業者 自己資本比率告示
特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第百二十八号)	特別金融商品取引業者 自己資本比率告示

## 外証 TLAC 告示(外証 TLAC 規制)に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	外証 TLAC 告示	本告示案は子法人等を有する特別金融商品取引業者又はそ	ご意見を踏まえ、特別金融商品取引業者自己資本比率告示又
	第三条第二項お	れに該当しない金融商品業者を対象とし、それぞれに該当	は金融商品取引業者自己資本規制告示上の自己資本の定義を
	よび第三条第三	する自己資本規制のリスク相当額および最低所要自己資本	使用するよう、告示を修正させていただきました。
	項第三号	規制比率を内部 TLAC の計算に用いるものなので、第三条	
		第二項の内部 TLAC 適格資本においても子法人等を有する	
		特別金融商品取引業者、もしくは金融商品取引業者の自己	
		資本規制上の自己資本の定義を使用することがより適切と	
		思われる。	
2	外証 TLAC 告示	告示第二条の式に用いられる P の値について、今年 3 月末	ご意見を踏まえ、当初 2 年間は P を 2、その後 2.25 とする経
	別表第三欄	より施行されている国内金融機関向けの主要子会社につい	過措置を導入する旨の修正をさせていただきました。
		ての内部 TLAC 規制と同様、当初の数年間は P を 2、その	
		後 2.25 とする旨の経過措置を導入していただきたい。	

(以 上)